

下妻市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、下妻市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第12条の規定に基づき、下妻市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会に出席した委員の報酬の額は、日額4,500円とする。ただし、学識経験者については、日額6,500円とする。また、国、県、市、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

2 規約第6条第6項の規定により委員以外の者に出席を依頼した場合は、前項の規定を準用する。

(費用弁償)

第3条 委員又は委員以外の者が協議会の職務を行うために下妻市以外の区域に出張した場合に費用弁償として支給する旅費は、下妻市の例による。ただし、国、県、市、その他申し出のあった委員については、これを支給しないものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。